

改正医療法に基づく災害支援ナースの派遣にかかる 県と医療機関等との協定締結について



岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

1，（新）災害支援ナースとは

- （1）概要
- 厚生労働省が実施（※）する養成研修を修了し、同省に登録された看護職員が、大規模自然災害の発生時や新興感染症の流行時に、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支える活動を行う。
※実際は、厚生労働省が日本看護協会へ委託し、日本看護看護協会から都道府県看護協会へ事務をおろしているため、研修実施主体は岐阜県看護協会となります。
- （2）登録者数（施設数）R7.2.1時点
143人（41施設）
- （3）活動内容等
- 【大規模自然災害】

発災後3日以降から1か月間を目安として、被災した医療機関・避難所等で活動。
個々の災害支援ナースの派遣期間は、移動時間を含めた3泊4日程度。

【新興感染症発生】

新興感染症の発生により、看護職員の支援を要する医療機関や宿泊施設等で活動。
個々の災害支援ナースの派遣期間は、移動時間を含めた13泊14日程度。

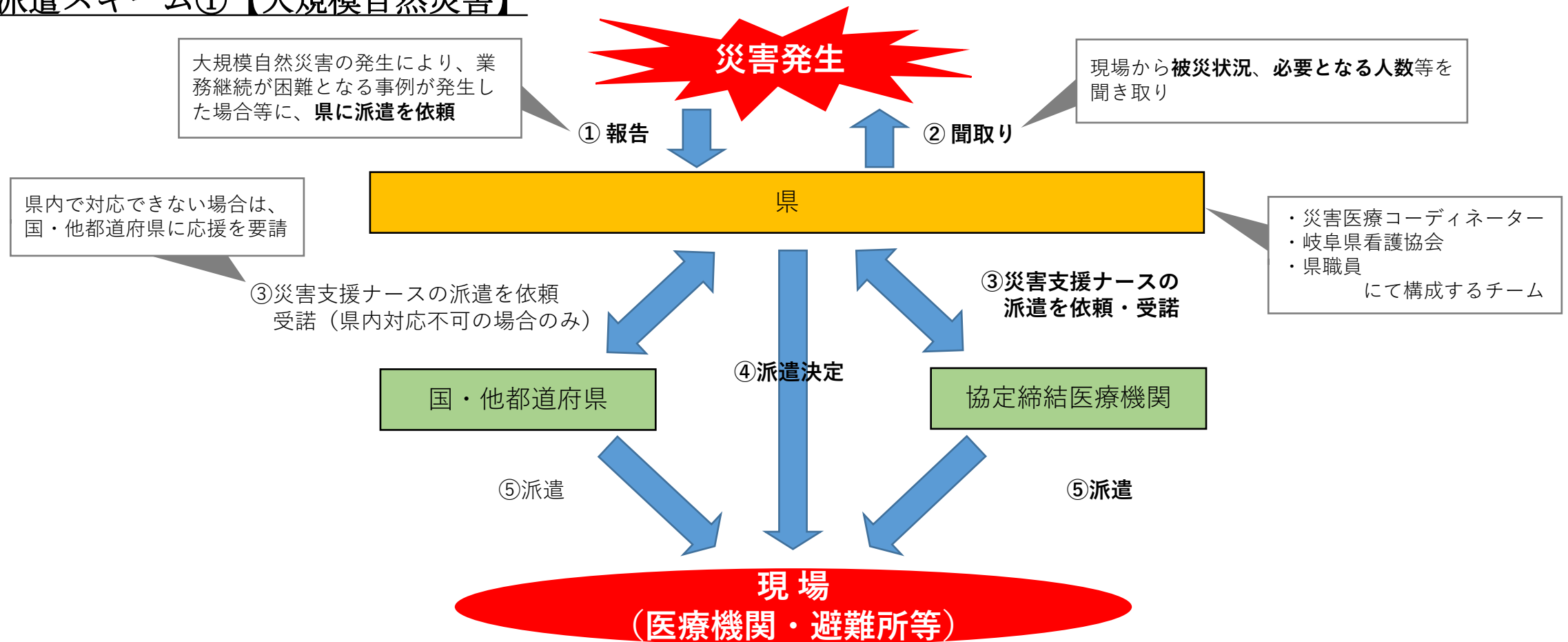
2，法改正に伴う災害支援ナース制度の変更について

	～R5：改正前	R6～：改正後
法的根拠	無し (ボランティア活動と位置づけ)	改正医療法(R6.4.1施行)の「災害・感染症医療業務従事者」(DMAT同様)
ナースの登録	県看護協会	厚生労働省
派遣の方法	県看護協会が派遣	県と災害支援ナースが所属する医療機関が協定を締結→県の要請により、医療機関から派遣
事故補償	規定なし	公的負担(県が包括的に「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入予定)

3, 協定締結のスケジュール

- ・ 2月 各施設へ依頼文書(協定可否) 及び協定案を送付
- ・ 3月上旬まで 各施設から回答
- ・ 4月1日付け 協定締結

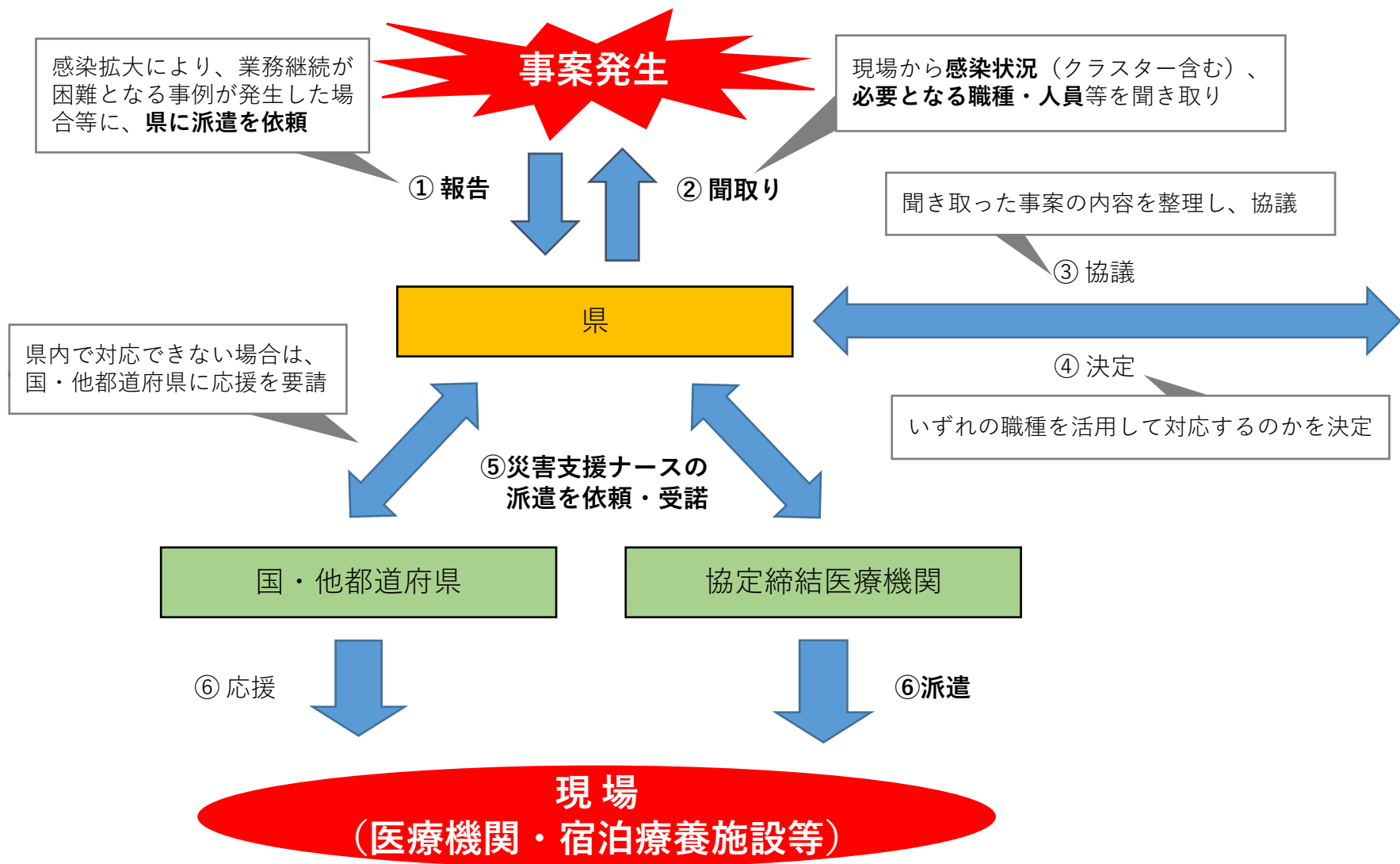
4, 派遣スキーム①【大規模自然災害】



※派遣に要する費用は都道府県が支弁。

派遣に係る損害（自然災害や事故による自己の負傷、他者に与えた損害に対する賠償責任）は県が補償。

5, 派遣スキーム②【新興感染症（案）】



新たな協議体（※）

医療措置協定に基づく派遣人材（新興感染症対応）

DMAT・DPAT

- 専門的な研修を受講したチーム（医師1、看護師2、業務調整員1）による**組織的な対応**が必要な場合に派遣
- 活動期間は**初動は48時間**、その後は柔軟に対応（DMAT）
標準1週間（移動2日を含む（DPAT））

災害支援ナース

- 主に**医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設における看護師の支援**が必要な場合に派遣
- 潜在看護師の活用も可能
- 活動期間は**2週間程度**（移動を含む）

その他

- **スポット的に医療人材の支援**が必要な場合に派遣
- 患者対応を行う感染症医療担当従事者以外に、発生まん延防止を担う感染症予防等業務関係者の派遣も可能
- 活動期間は**特段の定めなし**

※協議体の設置有無及びメンバー等は未定のため、派遣スキーム②は今後変更となる可能性がある。

6、災害支援ナースの派遣に関する協定の締結について

(1) 県との協定締結について

令和6年4月1日に施行された改正医療法において、県が災害・感染症医療業務従事者（災害支援ナース）の派遣を実施するには、県知事と各施設の管理者が合意の上で、当該派遣等に関する内容を含む協定を締結する必要がある旨が規定されている。

県として、大規模災害発生時等には、被災地等へ災害支援ナースを派遣する必要があることから、改正医療法に基づき各施設の管理者様へ、派遣に関する協定の締結を依頼している。

(2) 協定本文の解説（甲：岐阜県 乙：協定締結機関） ※病院・診療所との協定を参考としています。

岐阜県知事（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」（施設の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

【解説】改正医療法に基づき、災害支援ナースの派遣は、県知事と各施設の管理者が合意の上で、協定を締結し、当該協定に基づき派遣を行うこととなる。

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

【解説】災害支援ナースの派遣に関する概要と目的を記載。

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

【解説】災害支援ナースを派遣する際の手続きとして記載。

派遣スキーム①、②のとおり、県から各施設へ災害支援ナースの派遣を要請し、派遣するものとする。

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。
2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

【解説】 県内で活動することが基本となるが、災害や感染症拡大時においては、他県の求めに応じた派遣を行うことも可能。

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

【解説】 具体的な活動としては、災害支援ナース活動要領において、災害等発生時の医療機関、社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）等での看護業務を行うこと等が想定されている。

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

【解説】 災害支援ナースの指揮・連絡調整は、県の職員または、災害時の状況に応じて、都道府県看護協会等が実施する可能性がある。

○第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

【解説】 災害支援ナースは、所属する施設の業務として看護活動に従事する。

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

【解説】 改正医療法に基づき、甲から求めがあった際には、乙は派遣状況等を報告する必要があるため、その方法について記載。災害支援ナース各個人にEMISのIDが割り振られる。また、医療機関には、既にID等が割り当てられているが、該当しない施設については別途案内する予定。

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。
2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

【解説】 災害支援ナースは、発災後3日以降～1か月以内を目安に活動することとしている。よって、発災後は速やかに派遣の体制を整えていただくため、組織内の連絡窓口・意思決定方法を平時から決定するよう努められたい。
また、県としても災害支援ナースに対する研修を実施するほか、厚生労働省等が実施する外部の研修に関する周知も随時実施することとしている。

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。
一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
2 (被災した)市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

【解説】 具体的には、日当、交通費、宿泊費や看護活動に要した実費等を想定し、かかる費用を県が負担する。

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

【解説】 第9条と同様、派遣に係る費用を甲が負担することとなるが、適用する根拠法令が異なるため、別途明示する必要がある。

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

【解説】 災害支援ナース活動要領に基づき、県が包括的に傷害保険に加入し、自然災害や事故による負傷、感染症等への罹患についても補償する。しかし、県が加入できる新興感染症に対応した保険が、現時点で組成されてなく加入できないことから、当該保険に加入するまでは、感染症対応に関する派遣を原則実施しないこととし、別途「附帯事項」を協定に加えている。
また、災害支援ナースの活動時に、第三者に損害を与えた場合に備えて、県の包括的な賠償責任保険への加入している。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

【解説】 協定に定めていない事象が発生した場合には、随時協議のうえ決定する。

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

【解説】 協定を変更する場合の手続きについて記載。

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

【解説】 原則、1年ごとに協定の有効期間が自動更新されるため、更新しない旨の意思表示がない限り、協定の締結について追加の事務は発生しない。

○第15条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

【解説】 「正当な理由」については、下記に例示するが、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断をする。

- (1) 協定締結機関が所在する地域の被害もしくは感染拡大により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を確保できない場合
- (2) 想定を大きく上回る災害もしくは感染拡大により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合

また、措置としては「勧告」「指示」「公表」があるが、いずれの措置を講ずる場合においても、事前に必ず医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行う。

○第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

【解説】 医療法に基づく本協定においては、感染症拡大時等における災害支援ナース等の医療人材の派遣について定めている。

他方で、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定においても、感染症拡大時等における医療提供体制確保に従事する医師、看護師等の派遣について定めており、この中には「災害支援ナース」も含まれうる。

このように、両協定はその目的や対象が重複すると考えられることから、医療措置協定に基づく派遣要請として「災害支援ナース」を派遣する場合は、本協定に基づく派遣要請と一体であるものとし、本協定の規定を適用するものとする。

「岐阜県の災害支援ナースの派遣に関する協定」に係る附帯事項

岐阜県知事（以下、「県」という。）は、災害支援ナースの所属する施設の管理者（以下、「施設」という。）と「岐阜県の災害支援ナースの派遣に関する協定」を締結するにあたり、次に掲げる事項について、適切な措置を講ずるものとする。

- 1, 新興感染症（以下、「感染症」という。）まん延時において、県の派遣要請に基づき、災害支援ナースを感染症患者の診療又は感染症患者が発生した施設への支援等、感染症の病原体への曝露が想定される活動へ従事させる場合は、当該活動を原因として隊員が被った傷害等（感染症への罹患を含む。）による損害（以下、「損害」という。）について適切に補償されるよう、十分な措置を講ずるものとする。
- 2, 県は、1の補償に係る制度が不十分である等の理由により、当該補償が困難であると判断される場合には、原則として施設に対して災害支援ナースの派遣要請を行わないものとする。

【解説】 第11条の損害補償に関連する附帯事項。

現状、新興感染症の罹患に対応できる補償（保険）が困難であることから、当該補償が担保できるまでは、
新興感染症の対応に関する活動へ、災害支援ナースに従事させることは無い。

よくある質問

質問	回答
災害支援ナースが所属している場合、必ず協定の締結が必要か。	災害支援ナースの派遣は、県から医療機関への要請により実施され、該当ナースは所属施設の職務として派遣されます。 協定を締結していない場合、そこに所属する災害支援ナースを派遣することができなくなるため、協定の締結をお願いします。 なお、現在災害支援ナースが所属しているすべての施設において、ご理解ご協力のもと、協定を締結していただいている状況です。
協定を締結した場合、要請があったら必ず派遣しなければいけないのか。	協定第15条における、派遣を断ることができる「正当な理由」の中には、 ・病院の体制（シフト等）が整わない ・ナース自身の都合（心身、家庭の事情） 等も含まれます。ご心配な点があればご相談ください。
ナースの退職等で施設に災害支援ナースがいなくなった場合の協定の取扱いは。	新たに災害支援ナースの方が勤務・養成される場合に備え、協定は締結したままをお願いします。
協定締結施設の役割は。	所属する災害支援ナースの把握及び県からの派遣要請への対応が主な役割となります。 また、平時から派遣に備えた物品等の準備やナースの研修出席等への配慮にもご協力願います。